

基本的対処方針が変更されたことを踏まえ、テレワークの活用や休暇取得の促進等をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和4年1月7日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

各府省庁におかれては、出勤者数の削減に向けた取組の推進に御協力いただいております、感謝申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、1月9日から1月31日までを期間として、広島県、山口県及び沖縄県について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされました。

全国の新規感染者数は、年末・年始にかけて急増しており、療養者数と重症者数も増加傾向にあります。特に広島県、山口県及び沖縄県については直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が全国の中で上位の3県となっており、急速に感染拡大が生じているとともに、このまま推移した場合には、感染の急速な拡大に伴い、医療提供体制に大きな負荷がかかることも想定されます。

こうした状況を踏まえ、各府省庁におかれましては、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対し、以下の取組を行うよう働きかけをお願いいたします。

記

1 まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

まん延防止等重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、（略）以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする

- ・ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。

2 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県においては、以下の取組を行うものとする

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）

担当者：阪本、岩熊

TEL：03-6257-1309

MAIL：g.singatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp